

## 第58回日本小児保健協会学術集会 市民公開講座

禁煙支援と受動喫煙防止条例で子どもたちをタバコの害から守りましょう

## 神奈川県受動喫煙防止条例施行後の状況について

原田 久 (医療法人社団碧水会長谷川病院精神科)  
日本禁煙推進医師歯科医師連盟幹事

神奈川県受動喫煙防止条例は、平成21年3月31日に公布、平成22年4月1日に施行され、本年4月1日から第2種施設に対する罰則規定が施行されている。条例にあわせて、県庁にたばこ対策課が設置され、また、各県保健所には条例担当が置かれ、総合的なたばこ対策、広報・普及啓発、また、受動喫煙防止に関する施設管理者への支援が行われている。

この条例は、当時の松沢成文県知事の強いリーダーシップにより実現したものであるが、条例制定前には、禁煙、分煙活動を推進する神奈川県会議 (<http://kbkk.org/>) の草の根的な市民活動、神奈川県内の各保健所による喫煙対策の取り組みなどがあった。当時、筆者は禁煙、分煙活動を推進する神奈川県会議の理事を務め、また、神奈川県内の保健所に勤務し喫煙対策に取り組んでいた。平成13年から国庫補助を受けて神奈川県鎌倉保健福祉事務所で行われた、ニコチン置換薬を3枚無償で提供する「愛の禁煙キャンペーン」が端緒となり、全ての県保健所で地域禁煙推進サポート事業が行われることとなった。喫煙対策は生活習慣病対策として市町村が実施するものとされているため、県の保健所で喫煙対策事業が行われている事例は珍しい。鎌倉保健所ではその後、未成年者への禁煙支援のモデル事業が行われ、同居家族の喫煙が未成年喫煙者の禁煙を阻害すること、未成年者の禁煙支援においてもニコチン置換療法が有用であることが示された(日本公衛誌第54巻第5号304~313 平成19年5月)。

また、条例制定に際しては、別表に示すとおり、さまざまな団体からの支援活動があった。地元、神奈川県内の医療関係団体からも県議会、県知事に対し条例

制定に対する要望書などが多数提出され大きな後押しになった。市民活動と結びついた喫煙対策に深い理解のある多くの地方議会議員により「禁煙、分煙活動を推進する神奈川県地方議員の会」が結成された。県議会では夜を徹した議論の末に条例が成立した。

条例成立後は、たばこ対策課が支援し神奈川県内の各保健所が協力して「かながわ卒煙塾」が神奈川県健康財団の主催により開催された。禁煙、分煙活動を推進する神奈川県会議は講師派遣などでこれに協力している。「かながわ卒煙塾」は平成20年度の初年度は館ひろしさんが塾長を務め、話題を集め、今年度も継続して開催されている。

この条例成立には、当時の県知事の志高く、強いリーダーシップが必要だったが、それは、広い裾野によって支えられていたといえる。

条例施行に前後して、神奈川県内のたばこ対策課、県の各保健所による積極的な普及啓発が行われている。市民公開講座において、神奈川県保健福祉局保健医療部たばこ対策課企画広報グループ、グループリーダー加藤康介氏にこの条例本格施行後の状況についてご講演いただいた。

たばこ対策課のまとめでは、平成23年3月末現在、事業者への説明会は、食品衛生協会や商工会議所などで合計300回開催されている。また、条例対象施設への戸別訪問は、19,372施設に対し行われ、そのうち96.2%の施設が条例を知っていると述べている。条例の履行状況としては、第1種施設は98.5%、第2種施設は80.0%が対応済みとなっている。

県民に対しても、受動喫煙防止キャンペーン「スモー

## 別表 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」成立までの経過

■：県の動き ●：県議会の動き □：それ以外

- 2005年3月 「がんへの挑戦・10か年戦略」を策定し「受動喫煙の防止」など「たばこ対策の推進」を重点項目に位置付ける
- 2006年12月 松沢知事が定例会見で健康増進法をさらに進めた条例など、より効果的な受動喫煙防止対策の検討について言及
- 2006年12月～2007年1月 県ホームページ上で「受動喫煙を防止するための公共的な場所での喫煙規制についてのアンケート」を実施  
※賛成：1,738件(42%) 反対：1,985件(49%)
- 2007年2月 上記ネットアンケートにJTが社員を動員してやらせ投票していたことが新聞報道される
- 2007年9月 禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議が、実効性あるルール作りと早期実現を求めて要望書を松沢知事に提出
- 2007年10月～12月 県内8ヶ所の対話集会「知事と語ろう！神奈川ふれあいミーティング」にて松沢知事自らが公共的施設禁煙条例をテーマに県民と意見交換
- 2007年11月～2008年9月 学識者、関係団体および県民などからなる「神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）検討委員会」を6回開催
- 2007年12月 県内在住の県民5,000人を対象に実施した「受動喫煙に関する県民意識調査」の結果（速報）を発表  
※公共的施設の喫煙規制に賛成：88.5% 反対4.6%
- 2008年2月 第17回日本禁煙推進医師歯科医師連盟総会において市民公開シンポジウム「公共的施設禁煙条例で考える健康と喫煙」開催；約40分間にわたり松沢知事の挨拶
- 2008年4月 「神奈川県公共的施設における禁煙条例（仮称）についての基本的考え方」を発表
- 2008年5月 世界禁煙デーかながわフォーラム「たばこががん～みんなで考えよう受動喫煙～」開催
- 2008年6月 禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議が「神奈川県公共的施設禁煙条例を推進するシンポジウム」を開催
- 2008年7月 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会、県看護協会が条例の早期制定を求める要望書を松沢知事に提出
- 2008年8月 日本禁煙学会、全国禁煙推進協議会、タバコ問題首都圏協議会が屋内完全禁煙を求める要望書を松沢知事に提出
- 2008年9月 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）骨子案」を発表
- 2008年9月 禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議主催「クリーンエアの集い in KANAGAWA」※参加450名
- 2008年10月 「骨子案」の内容について県政モニター400人に県政課題アンケート実施 ※「適切な内容である」が65.6% 「規制が不十分」が17.5% 「規制が厳しすぎる」が9.7%
- 2008年10月 「受動喫煙防止対策に関する飲食店及び宿泊施設に対する意識調査」実施  
※飲食店の82.7%が受動喫煙防止策を講じていないと回答  
※うち67.5%が「対策は必要ない」と回答
- 2008年11月 「禁煙、分煙活動を推進する神奈川地方議員の会」結成  
※44名の市町村県議会議員参加
- 2008年12月 保健福祉部に「たばこ対策担当課」新設
- 2008年12月 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）素案」を発表
- 2009年1月18日 県民タウンミーティング「たばこ対策と受動喫煙防止条例（仮称）」※参加1,061人
- 2009年1月19日 神奈川県医師会禁煙講演会「神奈川県は脱タバコ社会をめざそう」開催
- 2009年1月29日 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会、県看護協会の5団体が、条例の早期制定を求める要望書を松沢知事に提出
- 2009年2月2日 県保険医協会が屋内完全禁煙を求める要望書を松沢知事に提出
- 2009年2月2日 小林良彰教授（慶大政治学）が意識調査結果を松沢知事に提出  
※すべての公共的施設を完全禁煙とすることに賛成：75.5% 反対：23.7%
- 2009年2月6日 松沢知事が民主党県連の集いでの挨拶で受動喫煙防止条例に言及し「本気です。政治生命を懸けようと思っている。」と発言
- 2009年2月10日 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例案」を発表
- 2009年2月14日 有志主催「受動喫煙防止条例（仮称）について県議会議員等へ聞く市民公開シンポジウム」開催
- 2009年2月16日 松沢知事が県議会本会議に「条例案」提案
- 2009年2月18日 日本青年会議所が神奈川県議に行ったアンケート結果発表  
※回答率25% 「条例素案」に賛成46% 反対23%
- 2009年2月25日 中山脩郎神奈川県内科医学会会長、禁煙分煙活動を推進する神奈川会議会長が議会各会派控え室を視察
- 2009年2月26日 神奈川小児科医会が県議会に条例の可決を求める陳情
- 2009年2月27日 県が施行規則公表
- 2009年2月28日 国立保健医療科学院主催シンポジウム「都市化と健康・たばこ規制について」開催（横浜）
- 2009年3月6日 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県病院協会、県看護協会の5団体が、条例の原案通りの可決を求める要望書を全県議員に送付
- 2009年3月7日 日本学術会議公開シンポジウム「タバコの煙は愛する人を傷つける」  
※松沢知事もシンポジストとして参加
- 2009年3月7日 WHO神戸センターのジェイコブ・クマレサン所長が松沢知事に条例制定を要望
- 2009年3月17日昼～18日夜 県議会厚生常任委員会にて徹夜の折衝の末、議長幹旋案採択
- 2009年3月22日 全国禁煙推進地方議員連絡会結成 結成総会開催
- 2009年3月24日 県議会本会議にて議長幹旋案が可決

クフリー」を開催するなど各種イベントやマスコミを通じて広く広報に取り組んでいる。

事業者と連携した取り組みとして、第一に鉄道会社と連携しキャンペーン・イベントの会場の提供を受け、また、駅構内での条例周知ポスターの掲出などを実施している。第二に、店頭でポスター等を掲出するなど、施設を利用する方々に対して、条例の周知活動を行う「条例応援団」の制度を設けている。第三に、受動喫煙の防止対策に積極的に取り組む特例第2種施設が、自主的に第2種施設と同等以上の措置を講ずることを促進し、併せて条例の周知を図る取り組みとして「条例協力店」の制度を設けている。2011年6月13日現在189店が条例協力店に登録され、県のホームページで公表されている。第四に民間と県が協働して受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、法人等の寄附金からなる「スモークフリー推進かながわ基金」が運営されている。実施主体は、スモークフリー推進かながわ基金運営委員会で、その構成員は（社）神奈川県医師会、（社）神奈川県歯科医師会、（社）神奈川県薬剤師会、（社）神奈川県病院協会、（社）神奈川県看護協会、神奈川県となっている。

これらの取り組みにより、小さな居酒屋などでも受

動喫煙防止に取り組むなどしており、神奈川県内で受動喫煙対策が進んでいることが実感される。

演者らは、平成19年度～21年度厚生労働科学研究費補助金（がん臨床研究事業）の分担研究として、「地域での禁煙活動における保健所の役割について」に取り組んだ。

この研究事業の中で県内4市町と連携し、3歳児健診時の検尿の残尿を用いた尿中コチニン濃度測定を行い、受診児の過半数（51.9%）が受動喫煙暴露を受けている実態が明らかとなった。喫煙率には地域による格差がある。自分たちの住んでいる地域の実態把握が重要である。これほど多くの子どもたちが受動喫煙を受けていることを地域で証明することは、受動喫煙対策を推進するための大きなインパクトとなる。

同時に実施したアンケート調査より母親の喫煙が尿中コチニン濃度との相関があることなどがわかったが、両親とも喫煙しないにもかかわらず、子どもの尿中コチニン濃度が高値となっている事例も認められる。こうした事例に対する記述疫学的調査が公共的空間での受動喫煙防止の推進に役立つと考えられる。

今後、この条例による県民の受動喫煙暴露の影響を科学的に実証することを検討する必要がある。